

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 法人税更正処分等取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成25年9月3日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成24年7月3日判決、本資料262号-135・順号11985)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成24年12月12日判決、本資料262号-265・順号12115)

決 定
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年9月3日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 寺田 逸郎

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

当事者目録

申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	鈴木 康司
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美